

みどりともみずべの将来ビジョン推進ワーキンググループ設置要綱

1 趣 旨

「みどりともみずべの将来ビジョン」（以下、本ビジョン）で示した湖辺域の将来像の実現を図り、バランスのとれた保全・利用・活用を推進していく。

この目的のため、本ビジョンに基づく具体施策の提案があり、関係者間での検討・調整が必要となる際には「みどりともみずべの将来ビジョン推進ワーキンググループ」（以下、推進 WG）を設置し、関係機関が具体施策の推進に向けての検討等を行うものとする。

2 推進 WG の内容

- (1) 実現性の有無の検討
- (2) 具体施策の推進に関する課題および推進方針の検討
- (3) 具体施策の推進組織の構築に関する調整
- (4) その他、具体施策の検討に必要な事項
- (5) (1) ～ (4) について、みどりともみずべの将来ビジョン検討会議への報告

3 推進 WG の構成

- (1) 当該市、関係機関、県庁関係各課の担当者とする。
- (2) 推進 WG に座長を置き、県都市計画課都市計画係長の職にある者をもって充てる。
- (3) 座長が必要と認めるときは、(1) の構成員以外の者を招集することができる。

4 事務局等

- (1) 推進 WG の事務局は、県都市計画課に置く。
- (2) 推進 WG は、本ビジョンに基づく具体施策の提案がある際、随時招集し、議事進行は事務局が行う。

5 附則

この要綱は、令和 2 年 3 月 25 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。（一部文言修正）